



報道関係者各位

エコマーク「バイオディーゼル燃料の副生物を使用した製品」認定基準案の意見募集を開始

公益財団法人日本環境協会(所在地:東京都千代田区、理事長:森嶋 昭夫)が運営するエコマークは、バイオディーゼル燃料の製造時に発生するグリセリン廃液を有効活用した製品を対象とする認定基準案を12月1日付で公開し、意見募集(パブリックコメント)を実施しますので、お知らせいたします。

◇ 「バイオディーゼル燃料の副生物を使用した製品」認定基準案について

エコマークでは、商品類型 No.160「廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料 Version1」において、軽油の代替燃料となるバイオディーゼル燃料を認定し、普及を後押ししています。バイオディーゼル燃料は、使用済みの食用油等から製造され、ライフサイクルでのCO₂排出量も軽油と比較して低いとされる燃料ですが、製造時に副生するグリセリン廃液の有効活用が課題となっていました。

この副生グリセリンを使用した製品がエコマーク認定品として広く普及することで、廃棄処理されていた副生グリセリンの有効活用が進むことが期待されます。また、認定対象とする製品は、同じ用途の従来品と比較して製品のライフサイクルを通じた環境への負荷も少ないものとしています。今回、対象とした製品は、し尿処理施設等において汚水から窒素を除去する際に用いられる脱窒剤です。脱窒剤は、天然ガスを主な原料とするメタノールを使用することが一般的ですが、その代替として使用することができます。なお、認定対象は適宜、拡大の検討を行う予定です。

▼▼認定基準案のポイント▼▼

- ①製品のグリセリン原料に副生物を100%使用
- ②受け入れた副生グリセリンの全量リサイクル
- ③使用者への適切な取り扱い方法の情報提供
- ④SDS(安全データシート)による化学物質の管理

■ 認定基準案とご意見の募集サイト: <https://www.ecomark.jp/nintei/public/>

■ ご意見の受付期間: **2020年12月1日(火)~12月30日(水)**

■ 認定基準の制定予定日: **2021年2月1日(月)**

■ ご意見送付先: エコマーク事務局 E-mail: info@ecomark.jp

FAX:03-5829-6281

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMMビル 5階

TEL:03-5829-6284

<エコマークについて>

国際標準化機構の規格ISO14024「タイプI環境ラベル制度」に基づく認定制度です。

1989年に創設され公益財団法人日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。

エコマーク事務局ホームページでは、最新情報を随時アップしています。<https://www.ecomark.jp/>